

# 茅野市立米沢小学校 いじめ防止基本方針

## I いじめの問題への基本姿勢

### 1 いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」とは、『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。』

これを再認識したうえで、校内に設置した「いじめ対策委員会」中心に平時からのいじめ未然防止に努め、いじめの早期発見・早期対応、いじめのない学校づくりに全力であたる。

### 2 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

### 3 いじめを許さない学校づくりのために

(1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「本人がいじめと感じればそれはいじめである」ことを、全教職員が基本認識として確認する。

・日頃から、児童生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

(2) 「いじめは絶対に許されない」という意識を、教職員が認識するとともに、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。

・いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

・いじめる児童生徒、傍観者の児童生徒に対しては、毅然とした指導を行う。

(3) 児童生徒一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。

・教職員の言動が、児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

(4) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、いじめが続いていることも少なくないことを認識し、継続的に児童の様子を見守る。

・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。

(5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

・児童生徒が発するサインを見逃さないよう、児童生徒の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

(6) いじめ問題の重大性を全職員が認識し、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する。

・毎週水曜日にいじめ対策委員会定例会議を位置づけ、いじめの未然防止、重大事案化阻止を図る。

・職員間の報告や連絡を密に行い、いじめ対策委員会を中心とした組織で意図的・計画的・抜本的な指導計画の元に指導を進める。

## II いじめの未然防止について

## 1 いじめの未然防止に向けての手だて

### (1) 学級経営の充実

- ①児童一人一人の居場所のある学級づくりをする。
- ②子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ③子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ④正しい言葉遣いができる集団を育てる。人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を行う。
- ⑤学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- ⑥児童の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握する。
- ⑦担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめる。

### (2) 一人一人を大切にしたいわかる授業

- ①「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- ②「自己決定」「自己肯定感」「自己有用感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- ③「自分自身のふり返り」や「お互いを認め合う場」を設定する。

### (3) 心の教育を重視した取り組み（人権教育・道徳教育の充実）

- ①いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ②思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。
- ③「SOSの出し方に関する教育」を実施する。（高学年中心）

### (4) 学級活動における指導

- ①いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- ②話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ③発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
- ④学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
- ⑤人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。

### (5) 情報モラル教育の充実

- ①児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- ②毎月、情報モラル教育の時間を確保し、情報モラル教育の充実に努める。
- ③学級懇談会やPTA学習会を行い、フィルタリングの活用やSNSによるいじめ等について、保護者への啓発を行う。

### (6) 学校行事での配慮事項

- ①子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画・実施する。

### (7) 児童会活動での取組

- ①子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動をすすめる。

## (8) 職員研修の充実

- ①SC、SSW 等外部講師による研修会を行い、職員のいじめ未然防止の意識を高めていく。

# Ⅲ いじめの早期発見について

## 【早期発見のポイント】

- ・日頃から子どもとのふれあいを大切にし、子どもが心を開く関係を築く。
- ・全教職員・保護者が協力して子どもを見守る目を絶えず持ち続ける。
- ・いじめる側、周囲の子どもが発するサインにも注意する。
- ・いじめは発見されにくいものであることを認識し、小さな変化を敏感に察知し見逃さない。
- ・多方面から情報を得るよう努める。

### 1 いじめを発見する手だて

#### (1) 教師と子どもとの日常の交流を通じた発見

- ・生活ノートや相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。
- ・児童の小さな変化に気づいたら、直ちに「いじめ対策委員会」に報告する。

#### (2) なかよしアンケートの実施（毎月）・相談週間（年3回）

- ・なかよしアンケートを毎月末に実施し、いじめに係わる状況調査に反映させる。
- ・アンケート実施後、結果に応じながら、児童全員との面談を実施する。
- ・アンケート結果と面談内容について学校長および「いじめ対策委員会」へ報告する。
- ・アンケート結果を学校全体で情報共有する。
- ・相談週間を実施し、児童と職員との面談を学校全体で計画的に行っていく。

#### (3) 教育相談をとおした把握

- ・学校全体として、人権旬間中に実施するなど定期的な面談の実施や、子どもが希望をする時には面談ができる体制を整える。(校長室・保健室・ミニサポートルームの活用)

### 2 いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ・いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- ・学校の電話番号や代表アドレス、育ちあいちのを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。
- ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知し、提示する。

### 3 保護者や地域からの情報提供

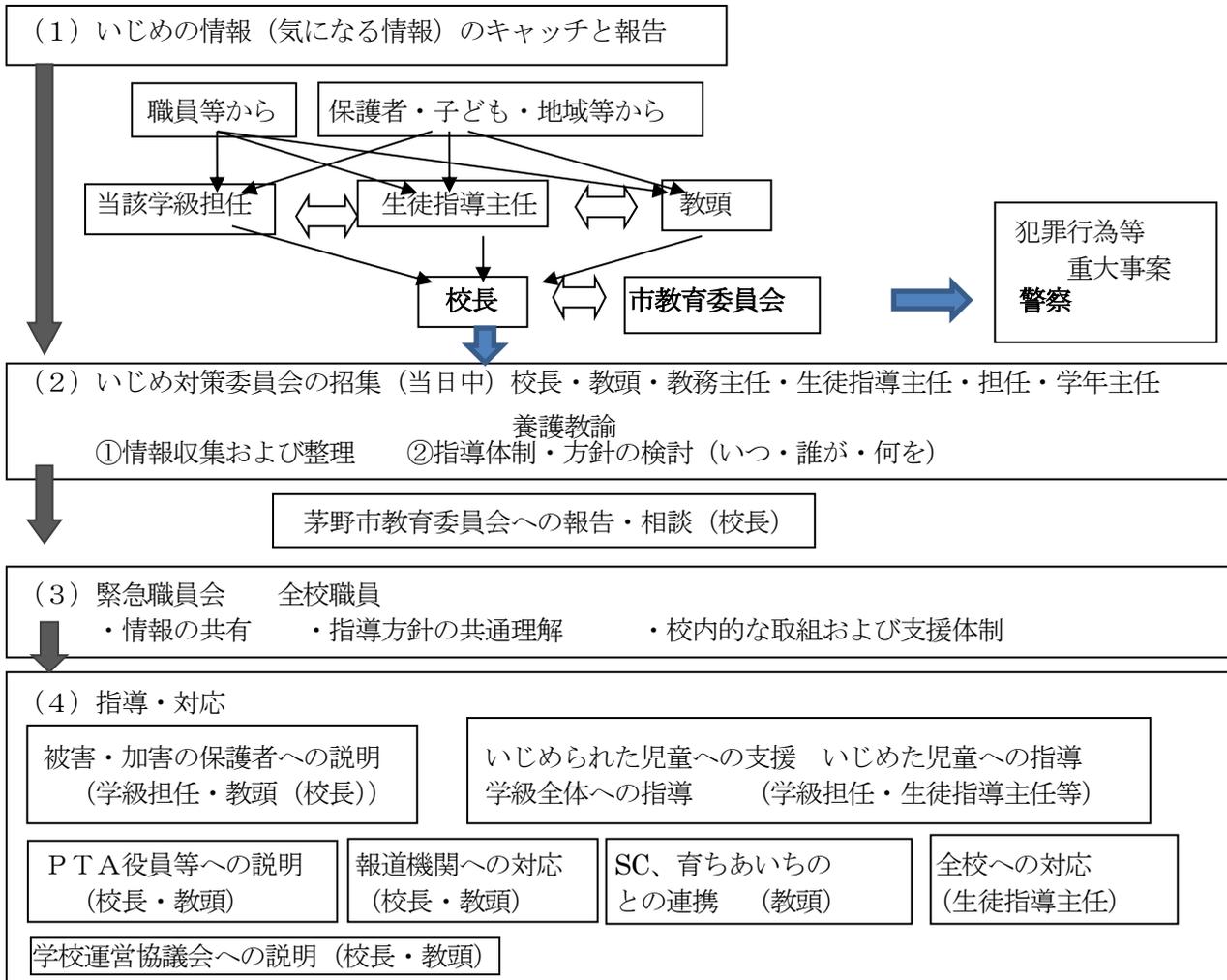
- ・日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者に周知し、共通認識に立った上で、家庭と連携して、いじめの問題に対処していく。
- ・相談窓口（学校、保健室、学校運営協議会、育ちあいちの等）を年度当初の学校だよりで周知する。
- ・保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

## IV いじめ発生時の対応について

### 1 早期対応のための取組

- (1) いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、特定の者が抱え込むことなく、学校全体で対応する。
- (2) いじめについての訴えや情報等があった時は、直ちに学校長に報告し迅速な情報収集と事実関係の把握に努め、事実を隠蔽することなく、的確な対応をする。
- (3) 実態や事実を把握するために、児童生徒・保護者からの情報をしっかりと受け止めるとともに、養護教諭・スクールカウンセラーなどとの連携に努め、児童生徒の生活や人間関係についてきめ細かく調査を実施する。（「子どもの様子・学級の様子チェックシート」等を活用）
- (4) 被害児童に対し心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行う。また、いじめが解決したと見られる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- (5) いじめの事実関係を明らかにする中で、法的な視点から、いじめを行う児童に対して、特別な指導計画等によって、毅然とした指導を行う。
- (6) いじめの問題の解決のために、PTA（保護者）や市町村・県教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育相談機関、児童相談所、警察等の外部の関係機関との連携協力を行う。
- (7) 自殺予告等への対応については、最悪の場合を想定し、児童の安全第一の方針で臨むことを確認。緊急の電話連絡、全校集会、児童へのアンケート、教育相談等を実施し、いじめの実態と心配される児童の把握に努め、自殺の未然防止といじめにつながる恐れのある問題の解決にあたる。
- (8) インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
- (9) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめであると明らかで、学校だけでは対応仕切れない場合は、市教委への報告とともに、直ちに警察への援助を求め、連携し対応する。

### 2 いじめへの対応の基本的な流れ



### 3 対応時の配慮事項

#### (1) いじめ情報のキャッチと報告

- いじめが疑われる言動を目撃 ●日記（生活ノート）等から気になる言葉を発見
  - 子どもや保護者からの訴え ●アンケートから発見 ●同僚からの情報提供
- 等から、いじめの情報をつかんだら、直ちに、学年主任・生徒指導主任・教頭へ報告する
- ・独断で判断し解決を焦ることなく、必ず報告し、組織で対処する。

#### (2) いじめ対策委員会の招集と対応方針・役割分担決定

○いじめ対策委員会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・担任・養護教諭）をその日のうちに招集し以下について確認

##### ① 情報の整理

- ・いじめの態様、対象児童（被害者）、関係児童（加害者）、他の周囲の子どもの特徴について情報を共有する。

##### ② 対応方針の決定

- ・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・聴き取りや指導の際に留意すべきことを確認

##### ③ 役割分担

- ・いじめを受けた疑いのある児童（対象児童）からの聴き取りと支援担当
- ・いじめを行った疑いのある児童（関係児童）からの聴き取りと指導担当
- ・周囲の児童生徒と全体への指導担当      ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

#### (3) 事実の正確な把握

- ・いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・聴き取りは2人体制で行い、事実を正確に把握する。
- ・聴き取った内容は様式シートに記入または入力して保管する。

#### (4) いじめがあったことが確認された事案への措置

##### ① いじめを受けた児童（対象児童）等への対応

- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- ・必要に応じて、いじめを受けた児童に対して教室以外の場所において学習を行ってもらう等、安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。
- ・心に深い傷を負うなど深刻な被害がある場合は、スクールカウンセラーや市の臨床心理士等に相談する。
- ・授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- ・いじめにかかわった子どもとの関係については、本人の意向を尊重し、時間をかけて人間関係の修復に努める。
- ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、経過を見守り支援を継続する。
- ・該当家庭と連絡を取り合い情報交換し子どもを見守る。

##### ② いじめを行った疑いのある児童（関係児童）への対応

- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った児童に対する指導および保護者との情報共有を図る。
- ・必要に応じて、いじめを行った児童に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。

- ・被害者の辛さや心の痛み気付かせ、いじめは決して許されないことを指導する。
- ・いじめに至ってしまった理由や本人の気持ちなどをじっくり聴くとともに、心情に寄り添うようにする。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーや市の臨床心理士等に相談する。
- ・学習活動、児童会活動、クラブ活動（ふれあい教室）、または、学校内外での諸活動等とおして、本人の所属意識や自己有用感を高める。
- ・教職員が子どもと積極的に人間関係をつくるように努めるとともに、いじめている子どもに対して豊かな人間性と互いに支え合っていく姿勢を育成する。

### ③ 周囲の子どもへの対応

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、教師が児童生徒とともに本気で取り組む。
- ・事実を告げたことで、不利益を被らないよう、報告した子どもを守る。
- ・いじめはいつでも誰にでも起こることを踏まえ、いじめられている子どもの心の苦しみを理解させる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向け、どのように行動したらよいかを考え、話し合いを深める。

### ④ 保護者への対応

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・どんな指導を行ったかを伝え、子どもが安心して学校生活を送れるよう具体的な改善策を説明する。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、日常的に保護者と連携、協力し、情報提供等を依頼する。

## V 重大事態への対処

重大事態発生時には、いじめられた児童や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

### 1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 2 重大事態発生時の対応

#### (1) 報告

重大事態が発生した場合は速やかに茅野市教育委員会に報告する。

#### (2) 対応

「いじめ防止基本方針」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「いじめ対策委員会」を行い、関係児童、保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

#### (3) 事実関係を明確にするための調査および報告を行う

茅野市教育委員会の判断の下、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

重大事態についての調査を始めるに当たっては、事前に対象児童・保護者への事前説明をして、調査の目的や方法について共通理解を図り、調査が円滑に進むよう努める。

<調査委員会の設置>

当該重大事態に応じて、学校は茅野市教育委員会の判断の下、調査委員会を設置する。

<組織の構成>

茅野市教育委員会の判断の下、構成員を決定する。必要に応じて当該いじめの事案の関係者と直接人間関係または特別の利害関係を有しない者(第三者)を構成員に加えるものとする。

<留意事項>

調査方針についていじめを受けた児童および保護者に事前の説明をして理解を得る。

(4) 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのように行われたか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど客観的な事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、進んで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

<いじめられた児童および在籍児童や教職員からの聴き取り>

- ・ いじめられた児童を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

<いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合>

- ・ 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

<いじめた児童からの聴き取り>

- ・ 調査においては、公平性、中立性を確保し、いじめの事実関係について聴き取り調査を行う。

(5) 自殺の背景調査における留意事項

不幸にして児童の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(6) 調査結果の報告

調査結果については、茅野市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童および保護者に対しても事前に説明した方針に沿って報告する。

(7) その他の留意事項

- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。
- ・ 解決したと思われる後も、定期的に保護者に学校の様子を報告する。また、児童や保護者、地域に不安や動揺が続いたり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、関係機関(スクールカウンセラーや育ちあいちの等)と連携し、心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すように努めていく。

令和元年6月改定

令和6年5月改定

令和7年4月改定